

2025 年 5月 27日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

基準価額の過誤発生時の対応方針（マテリアリティ・ポリシー）

当社は、投資信託の基準価額の過誤発生時の対応について、取締役会による承認手続きを経た社内規則を定めています。

当該社内規則は、一般社団法人投資信託協会が制定・開示している「投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方」（※）に準拠しており、善管注意義務及び忠実義務を踏まえて適切と判断した閾値を設け、過誤の水準に応じた対応方針、社内報告・承認手続き等について当社の責任において決定したものです。

※一般社団法人投資信託協会 [「投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方」](#)